

配偶者の姓名変更に関する同意

事前に当館まで下記の必要書類を郵送してください。

書類の確認が出来次第、当館からメール又は電話でお知らせ致します。

必要書類：

- (1) 申請書 ([ダウンロード](#))
- (2) 日本人配偶者の場合：パスポートのコピー又は運転免許証のコピー
外国人（日本人以外）配偶者の場合：パスポートのコピー及び日本在留カードのコピー
- (3) タイ人配偶者パスポートのコピー
- (4) タイ人配偶者タイ国民身分証明書のコピー
- (5) タイ人配偶者タイ住居登録証のコピー
- (6) タイ人配偶者日本在留カードのコピー
- (7) タイ結婚証明書又はタイ家族状態登録簿 (KhorRor.22) のコピー

手数料 3,000 円

備考

- 当総領事館は審査に際して追加の書類の提出を求める場合があります。
- 書類コピーの場合、パスポートと同一の署名をしてください。
- 必ず配偶者 2 人とも来館し、書類の原本を持参してください。

お問い合わせ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1-9-16

バンコック銀行ビル 4 階

タイ王国大阪総領事館（領事部担当）

TEL:06-6262-9226,9227 （電話対応時間：午後 3 時 3 0 分～ 5 時 3 0 分）

FAX:06-6262-9228